

# 健康保険法の一部改正について（令和4年1月からの改正事項）

## 1、改正される事項及び概要について

### (1)傷病手当金の支給期間の改正について

※別紙のリーフレットをご参照ください。

- 改正の概要について・・・治療と仕事の両立の観点から支給期間が通算化されます。

【現行】支給開始日から起算して1年6ヵ月を超えない期間支給する。  
例)令和2年1月1日支給開始の場合、令和3年6月30日で支給終了。  
なお、この間の出勤日については、労務可能なため不支給となります。

【改正後】・・・支給開始日から通算して1年6ヵ月間支給する。  
※1年6ヵ月間の日数計算方法・・・支給開始日から1年6ヵ月間の日数  
例)令和4年3月1日支給開始の場合、令和5年8月31日までの  
549日間が通算の支給日数となります。  
したがって、出勤日については、労務可能なため不支給となります  
が、通算の支給日数には影響がありません。

### (2)※任意継続被保険者の喪失事由の追加について

※任意継続被保険者制度・・・退職後に当健保組合の被保険者資格を継続する制度  
退職者の希望により、資格が継続できるため、決められた喪失事由以外での喪失は、認められておりません。

- 改正の概要について・・・現行では、本人の希望による喪失は、認められていませんが、改正後は本人の希望による喪失が、喪失事由に追加されます。  
※但し、希望する日に喪失できるのではなく、本人からの喪失申出書（健保組合から本人あてに送ります。）を健保組合が受理した月の翌月1日が、資格喪失日となります。

※現行の喪失事由（①～⑤）と追加された喪失事由（⑥）

- ①任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき。
- ②死亡したとき。
- ③保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を納付期日までに納付しなかったとき。（納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときを除く。）
- ④再就職し、他の健康保険の被保険者となったとき。
- ⑤75歳到達により、後期高齢者の被保険者になったとき。

**【追加事由】**

- ⑥任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

【参考 条文 健康保険法第38条】

(3)出産育児一時金の支給額について

健康保険の被保険者・被扶養者が出産したときに、健保組合等から出産育児一時金が支給されます。（※現在は、健保組合等が産科医療機関に支払いをする直接支払制度が普及しているため、被保険者への直接の支払いは大幅に減少しています。）

この出産育児一時金は、支給額42万円と表記されることが多いのですが、実際には次のとおりの内訳になっています。

**【現行】**

- ①出産育児一時金 404,000円
- ②産科医療補償制度の掛金 16,000円 合計42万円

今回、産科医療補償制度の改定により、補償対象が変更され、掛金が16,000円から12,000円に変更されます。

この制度改定に合わせて、健康保険法施行令の改正が行われ、出産育児一時金が404,000円から408,000円に変更となります。

**【改正後（令和4年1月1日から）】**

- ①出産育児一時金 408,000円
- ②産科医療補償制度の掛金 12,000円 合計42万円

※出産育児一時金と産科医療補償制度の掛金の合計は42万円から変更はありません。

※産科医療保障制度対象の出産でない（在胎日数22週未満など）場合は令和4年1月からは、現行の404,000円から408,000円に変更となります。

※令和4年1月からの産科医療制度改定の概要につきましては、[別紙のリーフレットをご参照ください。](#)